

厚生労働省  
環境省  
経済産業省  
告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を指定化学物質として指定したので 同条第六項の規定に基づき その名称の公示をする。

平成十六年七月一日

厚生労働大臣 坂口 力

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、指定化学物質として指定した化学物質の名称 機神機印

763 N - フェネチル - m - フェニレンビス（メチルアミン）及び N , ( 3 ) - 4 5 4 5  
N - ジフェネチル - m - フェニレンビス（メチルアミン）を主成分

( 70%以上 ) とする、 *m* - フェニレンビス ( メチルアミン ) とスチレンの反応生成物

7 6 4 *N*<sup>4</sup> - ベンゾイル - 5 - *O* - [ ビス ( 4 - メトキシフェニル ) ( フェニル ) メチル ] - 2 - デオキシシチジン ( 5 ) - 6 7 9 9

7 6 5 ホスフィン酸ニッケル ( 1 ) - 1 2 3 9

7 6 6 1 - ( 2 - ヒドロキシ - 2 - メチルプロポキシ ) - 2 , 2 , 6 , 6 - ( 5 ) - 6 8 0 0  
テトラメチル - 4 - ピペリジニル = ステアラートを主成分 ( 80%以上 ) とする、メチル = ステアラートと 1 - ( 2 - ヒドロキシ - 2 - メチルプロポキシ ) - 2 , 2 , 6 , 6 - テトラメチルピペリジン - 4 - オールの反応生成物

7 6 7 アンモニウム = *N* , *N* - ビス [ 2 - ヒドロキシ - 3 - ( { 3 - [ ペルフルオロアルキル ( C = 4 , 6 , 8 , 10 , 12 , 14 , 16 , 18

及び 20) ] プロパ - 2 - エン - 1 - イル } オキシ ) プロピル ] グリ  
シナートを主成分とする、*N*, *N* - ビス [ 2 - ヒドロキシ - 3 - (   
2 - プロペニルオキシ ) プロピル ] グリシンとペルフルオロアルキル  
( *C* = 4 , 6 , 8 , 10 , 12 , 14 , 16 , 18 及び 20 ) ヨー  
ジドの脱ヨウ素反応生成物のアンモニウム塩

- 7 6 8 トリエトキシ ( 2 , 4 , 4 - トリメチルペンチル ) シランとトリエト ( 2 ) - 3 9 8 0  
キシ ( 5 , 5 - ジメチルヘキシル ) シランの混合物 ( 混合比約 9 :  
1 )
- 7 6 9 4 - シアノ - 3 - フルオロフェニル = 4 - ブチルベンゾアート ( 3 ) - 4 5 4 6
- 7 7 0 *N*<sup>6</sup> - ベンゾイル - 5 - *O* - [ ビス ( 4 - メトキシフェニル ) ( フ ( 5 ) - 6 8 0 1  
ェニル ) メチル ] - 2 - デオキシアデノシン
- 7 7 1 2 - フルオロ - 4 - ヒドロキシベンゾニトリル ( 3 ) - 4 5 4 7

- 7 7 2 2 - シクロヘキシル - 2 - ヒドロキシ - 2 - フェニル酢酸 ( 4 ) - 1 9 0 2
- 7 7 3 ジノニルジフェニルアミン、ジノニルフェノチアジン、ノニルジフェニルアミン及びノニルフェノチアジンを主成分とする、アルケン ( C = 9 を主成分とする、C = 8 ~ 1 0 、分岐型 )、ジフェニルアミン及びフェノチアジンの反応生成物 ( 5 ) - 6 8 0 2
- 7 7 4 *N, N* - ジ - *sec* - ブチル - 4 , 4 - メチレンビス ( シクロヘキシルアミン ) ( 4 ) - 1 9 0 3
- 7 7 5 ホルムアルデヒド、アルケニル ( C = 1 0 ~ 1 6 ) フェノール及び酸化マグネシウムの反応生成物 ( 4 ) - 1 9 0 4
- 7 7 6 2 - メチル - 2 - ( メチルアミノ ) プロパン - 1 - オール ( 2 ) - 3 9 8 1

7 7 7	ヨウ化バリウム	( 1 ) - 1 2 4 0
7 7 8	2 - ( ジメチルアミノ ) - 2 - ( 4 - メチルベンジル ) - 1 - ( 4 - モルホリノフェニル ) ブタン - 1 - オン	( 5 ) - 6 8 0 3
7 7 9	トリブチル ( ヘキサデシル ) ホスホニウム = クロリド	( 2 ) - 3 9 8 2
7 8 0	メトキシシクロペンタン	( 3 ) - 4 5 4 8
7 8 1	3 , 3 - [ ( 4 - { [ 2 - ブロモ - 4 - ニトロ - 6 - ( トリフルオ ロメチル ) フェニル ] ジアゼニル } フェニル ) イミノ ] ビス ( プロパ ンニトリル )	( 3 ) - 4 5 4 9
7 8 2	5 - O - [ ビス ( 4 - メトキシフェニル ) ( フェニル ) メチル ] - N <sup>2</sup> - イソブチリル - 2 - デオキシグアノシン	( 5 ) - 6 8 0 4

7 8 3 N, N - ビス ( 3 - メチルフェニル ) - N - ( 4 - メトキシフェ  
ニル ) - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4, 6 - トリアミン ( 5 ) - 6 8 0 5

7 8 4 2, 2, 3, 3, 3, 3, 3, 3 - オクタフルオロ - 2, ( 5 ) - 6 8 0 6  
2 - [ ( ペルフルオロエチレン ) ジオキシ ] ビス ( プロパノイル =  
フルオリド ) を主成分 ( 9 0 % 以上 ) とする、 1, 2 - エポキシ -  
1, 1, 2, 3, 3, 3 - ヘキサフルオロプロパン、オキサリル = ジ  
フルオリド及びフッ化カリウムの反応生成物

7 8 5 - ( 2, 3, 4, 5, 6 - ペンタフルオロフェニル ) - - ( 2, ( 3 ) - 4 5 5 0  
3, 4, 5, 6 - ペンタフルオロフェノキシ ) ポリ - *c a t e n a* -  
( 亜鉛 -  $\mu$  - オキソ ) を主成分 ( 7 0 % 以上 ) とする、 - ( 2,  
3, 4, 5, 6 - ペンタフルオロフェニル ) - - ( 2, 3, 4,  
5, 6 - ペンタフルオロフェノキシ ) ポリ - *c a t e n a* - ( 亜鉛 -  
 $\mu$  - オキソ ) と - ( 2, 3, 4, 5, 6 - ペンタフルオロフェニ  
ル ) - - ヒドロキシポリ - *c a t e n a* - ( 亜鉛 -  $\mu$  - オキソ ) の

混合物

7 8 6 2 - ( 2 , 4 - ジフルオロフェニル ) - 1 - ( 1 H - 1 , 2 , 4 - トリアゾール - 1 - イル ) - 3 - ( トリメチルシリル ) プロパン - 2 - オール ( 5 ) - 6 8 0 7

7 8 7 亜硝酸亜鉛 ( 1 ) - 1 2 4 1

7 8 8 ペンタリチウム = ナトリウム = 4 - { [ 4 - ( { 1 , 8 - ジヒドロキシ - 7 - [ ( 4 - ニトロ - 2 - スルホナトフェニル ) ジアゼニル ] - 3 , 6 - ジスルホナト - 2 - ナフチル } ジアゼニル ) - 3 - スルホナトフェニル ] ジアゼニル } - 5 - オキソ - 1 - ( 4 - スルホナトフェニル ) - 4 , 5 - ジヒドロ - 1 H - ピラゾール - 3 - カルボキシラート ( 5 ) - 6 8 0 8